

# 公益社団法人山口県バス協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山口県バス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市葵一丁目5番58号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全なる進歩発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査及び統計の作成並びに資料の収集
- (2) 運賃の適正化に関する調査
- (3) 法令及び税制に関する調査研究
- (4) バス施設等の整備、輸送サービスの改善、安全運行対策及び環境対策等に対する助成事業
- (5) バス利用の利便の増進を図るための事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を経営する個人又は団体で、この法人の事業に賛同して入会したもの
  - (2) 賛助会員 この法人の活動に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の規定により退会したとき。
- (2) 第7条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して次の事項を記載した書面をもって総会の招集の通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 議決権の代理行使に関する事項

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、次に掲げる者を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において当該代理人は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- (1) この法人の正会員
  - (2) この法人の正会員たる団体の役員又は職員
- 2 前項の規定により議決権の行使をする正会員は、前条の適用については、出席したものとみなす。
- 3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。
- 4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、前項の委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第21条 正会員は、総会において、書面による議決権の行使を行うことができる。

- 2 前項に規定により書面により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 3 第1項の書面は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、前項の書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した2人以上の理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上13人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事と

する。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び総会が定める役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 名誉会長及び顧問

### (名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に、名誉会長1人及び顧問1人を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。
- 4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。
- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事又は監事から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第38条 この法人に委員会を置く。

(委員会の職務)

第39条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建議し、及び理事会から付託された事項を検討し、理事会に報告する。

(委員会の種別等)

第40条 委員会の種別、構成その他委員会の運営に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

### (設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 則

### (委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。  
理事 林 孝介、森橋律夫、大谷昭治、猿渡和幸、谷田敏雄、藤田俊雄、瀬川和久、柳木和人、山近 剛、芥川貴久爾、上野茂之、松村喜裕  
監事 西岡辰己、篠原 眞
- 3 この法人の最初の会長は林 孝介、副会長は松村喜裕、専務理事は柳木和人とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。